

京都市告示第 85 号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成21年4月24日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
任医院	中京区西ノ京東中合町18番地	平成21年3月1日
医療法人社団西新宅小西医院	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町62番地 卯兵衛古川ビル1階	平成21年3月2日
たまい内科クリニック	右京区太秦下刑部町3番地の3 コリドール天神川1F	平成21年4月16日
医療法人高生会 高生会 リハビリテーションクリニック	伏見区深草谷口町69番地の1	平成21年4月1日
下村歯科医院	下京区西洞院通仏光寺下る本柳水町775番地	平成21年3月1日
森歯科医院	左京区下鴨東森ヶ前町1番地の3	平成21年3月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)